

	む。以下この条において同じ。） をさせる
る	の提供をさせる
金額、納付の	提供をさせる金額、提供の

に、

提供させる
を
提

額の提供をしない 供をさせる

に、「提供すべき」を「提供をすべき」に、「を提供せず」を「の

提供をせず」に、

項	第五十二条第六 納付させる	提供させる
---	------------------	-------

を

項	第五十二条第六 を納付させる	の提供をさせる
---	-------------------	---------

に改め、同表国税徴

収法の項中「全額の提供」の下に「（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共

助)に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。」を加え、「以下「共助対象外国租税」という」を「第百二十九条第一項第三号(配当の原則)に掲げる債権に該当するものを除く。」及びその

滞納処分費(第十条(直接の滞納処分費の優先)に規定する滞納処分費を除く)に、

納付、充当、更
その他の理由に
に係る国税の全
した

正の取消 より差押 額が消滅	租税条約等実施特例法第十一条第 十一項(相手国等の租税の徴収の 共助)の規定により共助の終了の 決定がされた
----------------------	---

を

納付、充当、更正の取消	租税条約等実施特例法第 十一項(相手国等の租税 共助)の規定により共助 決定がされ、かつ、納付
全額	滞納処分費の全額

十一条第
の徴収の

納付、充当、更正の取消

租税条約等実施特例法第十一

の終了の	に改め、「以下同じ」を削り、	その他の理由により交付要求に係る国税が消滅した	十一項（相手国等の租税の徴共助）の規定により共助の終
------	----------------	-------------------------	----------------------------

条第 収の 了の	を	納付、充当、更正の取消	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付の滞納処分費が消滅した
----------------	---	-------------	---

に、「が完納された」を

「国税が完納された」に、「の全額の任意提供」を「租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定」に改め、「規定する相手国等」の下に「（租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国）」を加え、「共助対象外国租税の額を」を「同条第一項に規定する共助対象外国

租税（その滞納処分費を含む。以下「共助対象外国租税」という。）の額を」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同条第五項中「場合、国税」の下に「（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）」を、「前項において準用する場合を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「及び第十八条」を「、第十一条第三項（調整法第二十八条において準用する場合を含む。）、第十八条」に、「の規定の」を「及び第二十条の七（調整法第二十条の九第二項、第二十条の十及び第三十六条の第十二項において準用する場合を含む。）の規定の」に、「を除く」を「（第三号に掲げる債権に該当するものを除く。）及びその滞納処分費（第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する滞納処分費を除く。）を除く」に改め、「」第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第二百二十九条第一項」の下に「（租税条約等実施特例法第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を、「共助対象外国租税（」の下に「その滞納処分費を含む。」を加え、「みなす」と、「調整法第十一条第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」と、「」に改め、「同条第三項」の下に「及び調整法第二十条の七第三項」を加え、同条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、所轄国税局長等は、これらの金銭の譲与を国税庁長官が指定した国税局長に嘱託することができる。

第十一条の二第三項中「国税」の下に「その滞納処分費を含み、国税通則法第二条第四号に規定する」を加え、同条第四項の表第七十二条の百三第二項の項及び第七十二条の百四第一項の項を次のように改める。

第七十二条の百三第二項	第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された	未納に係る
第七十二条の百四第一項	当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額	既に納付された貨物割の額から還付後納付消費税額（既に納付された消費税の額から当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額を控除して得た額をいう。）

	を還付するものとする	を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を還付するものとする
--	------------	---

第十一条の二第四項の表附則第九条の六第二項の項を次のように改める。

附則第九条の六第二項	附則第九条の四又は前 条の規定により併せて 賦課され又は申告され た	未納に係る
------------	---	-------

第十一条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から金銭又は証券の譲与を受ける場合には、国税通則法第四十三条及び第四十四条の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長（次項において「所轄国税局長等」という。）は、当該金銭の受領又は当該証券の受領及び取立てを国税庁長官が指定した国税局長（次項において「指定国税局長」という。）に囑託することができる。

5 所轄国税局長等は、我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から受領した金銭又は当該相手国等から受領した証券を取り立てた金銭（当該所轄国税局長等から前項の規定による嘱託を受けた指定国税局長が受領した金銭又は受領した証券を取り立てた金銭を含む。）を、当該共助対象国税につき第二項の規定により徴収したものとみなされた金額を限度として、当該共助対象国税に充てる。

第十一条の二に次の一項を加える。

7 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用がある場合における地方消費税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の三」を「第四十条の三の二」に、「第五十七条の十」を「第五十七条の九」に、「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に改める。

第三条第一項中「昭和六十三年四月一日（普通預金その他これに類するものとして政令で定めるものに

あつては、政令で定める日。第三項及び次条において同じ。」を「平成二十八年一月一日」に、「（政令で定めるもの）を「で次に掲げるものの以外のもの（同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収を行わないものとして政令で定めるもの（次条において「不適用利子」という。）」に、「及び次条において「利子等」」を「において「一般利子等」」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定公社債（第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち第三十七条の十一第二項第一号又は第五号から第十四号までに掲げるものをいう。第四号において同じ。）の利子

二 公社債投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの又はその受益権が第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの収益の分配

三 公募公社債等運用投資信託の収益の分配

四 特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子については、その支払をした日）においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該公社債の利子の

支払をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者が支払を受けるもの

第三条第二項中「利子等」を「一般利子等」に改め、同条第三項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「利子等」を「一般利子等」に、「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改める。

第三条の二中「支払うべき利子等」を「支払うべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）」に改め、「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、「剰余金の配当」の下に「（以下この節において「剰余金の配当」という。）」を加える。

第三条の三第一項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「発行された公社債」の下に「（国その他の者が発行した外国通貨で表示された公社債で政令で定めるもの（次項において「外貨建公社債」という。）を除く。）」を加え、「若しくは公募公社債等運用投資信託」及び「（政令で定めるものを除く。）」を削り、「利子等」を「利子等で第三条第一項第一号及び第二号に掲げるものの以外のもの」に、「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条第二項中

「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「国外公社債等の利子等につき」を「国外において発行された公社債（外貨建公社債を除く。）又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利子又は収益の分配に係る所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。）につき」に改め、同条第三項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「金額」の下に「当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等である場合において、」を加え、同条第四項中「前項の場合」を「前二項の場合」に、「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。この場合において、当該居住者に対する同条の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等である場合には、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外一般公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用につい

ては、ないものとする。

二 当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等である場合には、第二項に規定する支払を受けるべき金額は、当該国外公社債等の利子等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

第三条の三第六項中「（以下この項において「公共法人等」という。）」及び「の額のうち、当該公共法人等又は金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める金額」を削り、同条第七項中「第五項」の下に「及び前項」を加え、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外公社債等の利子等を有する居住者については、当該国外公社債等の利子等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外公社債等の利子等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八条

の五の規定を適用する。

一 当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第四項に規定する支払を受けるべき利子等の額とみなす。

二 当該国外公社債等の利子等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

第四条の四第三項中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が第三条第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）」に、「第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十一第四項」に、「株式等」を「上場株式等」に改める。

第五条の二第一項中「で次に掲げる要件を満たすもの」を削り、「場合には、その」を「場合において、振替国債又は振替地方債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等

(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等)を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その」に改め、「(その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間(当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。)に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同条第三項中「。次項において「受益者等」という」を削り、同条第四項中「第一項各号に掲げる要件を満たしており」を「第一項の規定による非課税適用申告書を提出しており」に、「第十一項、第十二項及び第十四項」を「次項及び第十二項」に、「次に掲げる要件を満たしている」を「、当該非居住者又は外国法人が当該組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき第一項の規定の適用を受けようとする際、当該組合又は当該信託の名称、当該業務執行者等の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類(次項、第十項及び第十二項において「組合等届出書」という。)並びに当該

組合契約に係る組合契約書又は当該信託に係る信託契約書の写し（次項、第十項、第十二項及び第十三項において「組合契約書の写し」という。）を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所所在地の所轄税務署長に提出している」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「同項各号に掲げる要件」を「非課税適用申告書を、同項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき」に、「第一項各号及び前項各号に掲げる要件」を満たしているとき」を「当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しており、かつ、前項の業務執行者等が、組合等届出書及び組合契約書の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき」に改め、「（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、「所得税法」を「第九条の三の二及び所得税法」に改め、同条第六項中「第三条及び第三条の二」を「所得税法

第二百二十五条の規定並びに第三条の二及び第八条の五」に、「第三条第一項中「政令で定めるものを除く。以下この条及び次条」とあるのは「第五条の二第五項後段の規定の適用があるものを除く。以下この条」と、同条第三項中「受けるべき利子等の」とあるのは「受けるべき利子等（第五条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）」を「同法第二百二十五条第一項第八号中「外国法人」とあるのは「外国法人（外国政府その他の政令で定める法人を除く。）」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（当該非居住者又は外国法人が租税特別措置法第五条の二第一項（振替国債等の利子の課税の特例）に規定する振替国債又は振替地方債の利子につき同項又は同条第五項後段の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特定振替機関等）」に、「支払うべき利子等」を「所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）」に、「支払うべき第五条の二第一項」を「第五条の二第一項」に、「受ける利子」を「支払をする者」とあるのは「支払をする者（第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子にあつては、同条第一項に規定する特定振替機関等）」に、「当該利子」を「当該利子」と、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（第五条の二第五項後段の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、

同条第八項第三号中「第十六項」を「第十四項」に、「第十七項、第十八項、第二十一項、第二十三項若しくは第二十四項」を「第十五項若しくは第十六項」に改め、同条第十項中「第一項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号」を「第一項又は第四項」に、「非課税適用申告書若しくは」を「非課税適用申告書又は」に、「第一項第一号に」を「第一項に」に改め、「又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書が同項第二号イ若しくはロに規定する税務署長に提出されたとき」及び「又は当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「その提出後、当該非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称若しくは住所の変更をした場合又は当該組合等届出書に記載した第四項の組合若しくは信託の名称、当該組合若しくは信託に係る業務執行者等の氏名若しくは名称若しくは住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合には、これらの者は、その変更をした日」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日」に、「その変更をした後の当該非課税適用申告書を提出した者の氏名若しくは名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書又はその変更をし

た後の当該組合若しくは信託の名称その他の財務省令で定める事項を記載した」を「当該各号に定める申告書又は」に改め、「（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）」を削り、「第一項第一号」を「第一項」に、「当該申告書又は当該」を「当該各号に定める申告書又は」に改め、「同項」の下に「及び第五項後段」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該非課税適用申告書又は第三号に定める申告書に記載した氏名若しくは名称又は住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合 その変更をした後の当該非課税適用申告書又は当該申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二 当該組合等届出書又は第四号に定める届出書に記載した第四項の組合又は信託の名称、当該組合又は信託に係る業務執行者等の氏名若しくは名称又は住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合 その変更をした後の当該組合又は信託の名称その他の財務省令で定める事項を記載した届出書

及び組合契約書等の写し

三 当該非課税適用申告書を提出した日、第一号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合 当該非課税適用申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

四 当該組合等届出書及び組合契約書等の写しを提出した日、第二号に定める届出書及び組合契約書等の写しを提出した日又はこの号に定める届出書及び組合契約書等の写しを提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合 当該組合等届出書及び組合契約書等の写しを提出した業務執行者等に係る組合又は信託の名称、当該業務執行者等の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した届出書並びに組合契約書等の写し

第五条の二第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項中「前項に規定する」を「前項第一号及び第三号に定める」に、「並びに同項に規定する」を「並びに同項第二号及び第四号に定める」に、「第十三項の」を「第十一項の」に、「第一項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号」を「第一項又は第四項」に、「第十四項」と、「非課税適用申告書若しくは」を「第十二項」と、「非課税適用申告

書又は」に、「第一項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書が同項第二号イ若しくはロを「第一項」に、「同項に規定する」を「同項各号に定める」に、「第一項第一号」と、「非課税適用申告書若しくは」を「第一項」と、「当該非課税適用申告書又は」に改め、「又は当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」を削り、「「申告書」を「「当該各号に定める申告書」に、「「これらの」とあるのは「当該」と、第十三項を「第十一項」に、「次項に規定する」を「次項第一号又は第三号に定める」に、「当該申告書」を「これらの号に定める申告書」に、「「氏名」を「「氏名又は」に、「変更後の氏名」を「氏名若しくは」と、「住所（同項）とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは名称及び住所（第二項）と、「住所並びに」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは名称及び住所並びに」と、「の名称」とあるのは「の名称又は変更後の名称」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債につきその利子の支払を受ける場合には、その利子の支払を受けるべき

日の前日までに、当該振替国債又は振替地方債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

第五条の二第十七項から第二十項までを削り、同条第二十一項中「第十一項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項の書類を特定振替機関に提出している場合又は第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項の書類を当該利子の支払をする者に提出している」を「非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債につきその利子の支払を受ける」に、「非居住者又は外国法人」を「非課税適用申告書を提出した者」

に改め、「事項を」の下に「、その支払の確定した日の属する月の翌月十日までに」を加え、「適格口座管理機関」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十二項から第二十四項までを削り、同条第二十五項中「、第四項」を「、第四項から第六項まで」に、「第十四項まで、第十六項及び前三項」を「第十二項まで及び第十四項」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項	、当該特定振替機関等			、特定受託者（第十七項に規定する信託の受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）
	特定振替機関等の本店			特定受託者の本店
第四項	の特定振替機関等			の特定受託者
	特定振替機関等の			特定受託者の
第五項	の特定振替機関等			の特定受託者
第六項	同条第一項に規定する特定振替機関			同条第十七項の規定により読み替えら

	等)」と、第三条の二 同条第一項に規定する特定振替機関等)」と、「当該	れた同条第一項に規定する特定受託者)」と、第三条の二 同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者)」と、「当該
第十項及び第十一項	特定振替機関等	特定受託者
第十二項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。第十四項において同じ。）

第十四項	特定振替機関等を		特定受託者を
	特定振替機関等及び	特定受託者及び	
	当該特定振替機関等	当該特定受託者に係る特定振替機関	

第五条の二第二十五項を同条第十七項とし、同条第二十六項中「特定振替機関等による振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書の提出の特例、第十八項、第二十一項及び第二十三項第三号又は第二十四項第三号」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第十八項とする。

第五条の三第一項中「で次に掲げる要件を満たすもの」及び「平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等」を削り、「以下この項」を「以下この項及び第三項」に、「受けているもの」を「受けている特定振替社債等」に改め、「所得税法第二十四条第一項に規定する」を削り、「場合には、その」を「場合において、特定振替社債等の利子等につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（前条第一項に規定する住所をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替社債等が第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債又は第八条の二第一項

第二号に掲げる社債的受益権（第七項及び第八項において「一般社債等」という。）に該当するものである場合には、適格口座管理機関に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その」に改め、

「（その者が当該特定振替社債等を引き続き所有していた期間（当該特定振替社債等につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。第二号及び第三項において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「政令で定めるものにあつては、政令で定める者」を「第四項第七号亦に掲げるものにあつては、同号亦に掲げるものに係る特定目的信託の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十四条に規定する原委託者」に、「第四項第二号」を「同項第一号」に、「第五項」を「第九項」に改め、同条第三項中「非居住者が、同項各号に掲げる要件」を「非居住者（当該特定振替社債等の発行者

の特殊関係者でないものに限る。以下この項において同じ。）が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき」に、「第一項各号及び第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件）を満たしており、かつ、当該特定振替社債等の発行者の特殊関係者でないとき」を「当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する業務執行者等が、第九項において準用する同条第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき」に改め、「（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、「所得税法」を「第九条の三の二及び所得税法」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 特定振替社債等 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第二号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの（次に掲げるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうち、その利子等の額が当該振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。

イ 社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第一百五十五条に規定する投資法人債

ロ 社債、株式等の振替に関する法律第一百七十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第一百七十七条に規定する相互会社の社債

ハ 社債、株式等の振替に関する法律第一百八条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第一百八条に規定する特定社債

ニ 社債、株式等の振替に関する法律第二百二十条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第二百二十条に規定する特別法人債

ホ 平成二十八年三月三十一日までに発行された社債、株式等の振替に関する法律第二百二十四条にお

いて準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第二百二十四条に規定する特定目的信託受益権のうち資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権に該当するもの

へ 社債、株式等の振替に関する法律第二百二十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第二百二十七条に規定する外債

ト 社債、株式等の振替に関する法律第二百九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債

チ 社債、株式等の振替に関する法律第二百五十条に規定する振替転換特定社債

リ 社債、株式等の振替に関する法律第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債

第五条の三第四項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 適格口座管理機関 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

第五条の三第七項中「その他第一項」を「第七項及び第八項の通知に係る書面等の保存に関する事項

その他第一項から第三項まで及び第五項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第九条の六第四項」を「第九条の三の二第一項若しくは第九条の六第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第十項まで、第十二項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項」を「第十項まで、第十六項及び第十七項」に改め、同項の表を次のように改める。

前条第二項	前項	次条第一項
前条第三項	第一項の 同条第一項中 第五条の二第三項	次条第一項の 同法第十三条第一項中 第五条の三第九項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第三項
前条第四項	同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子 第一項の規定は	同法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等の利子等 次条第一項の規定は

前条第六項		が第一項	が次条第一項
、第一項		つき第一項	つき同条第一項
第一項及び前項			、同条第一項
第三条の二及び			次条第一項及び第三項
第五条の二第一項（振替国債等の利子の課税の特例）			第三条の二、第八条の二及び
振替国債又は振替地方債の利子			第五条の三第一項（振替社債等の利子の課税の特例）
同条第五項後段			特定振替社債等の同項に規定する利子等
第五条の二第一項又は第五項後段			同条第三項後段
受ける利子			第五条の三第一項又は第三項後段
「当該利子等」とあるのは「当該利			受けるこれらの規定に規定する利子等
			第八条の二第一項中「（以下）」とある

					予」
			第五條の二第五項後段		
前条第八項		前項第四号		次条第四項第四号	
	第十五項			次条第七項若しくは第八項	
前条第九項	第七項第四号			次条第四項第四号	
前条第十項	第一項又は			次条第一項又は	